

平成 16 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会

平成16年8月2日(月)午前10時00分開会

出席議員 12人

1番	森	屋	騏	義
2番	久	崎	教	生
3番	関	戸	順	一
4番	齋	藤	仁	礼
5番	沼	田	幸	一
6番	竹	松	俊	雄
7番	前	田	多	賀子
8番	井	上	博	明
9番	林			茂
10番	中	山	民	子
12番	川	瀬	正	行
13番	大	矢	篤	治

欠席議員 1人

11番	水	越	恵	一
-----	---	---	---	---

説明のための出席者

管	理	者	山	口	巖	雄
副	管	者	山	田	登	美
副	管	者	山	口	静	夫
収	管	者	山	上	隆	勇
事	入	役	花	上	秀	志
事	務	長	加	藤	正	夫
	局	長	小	澤		已
	次		野			

事務局出席者

書	記	金	子	忠
書	記	三	武	尚

議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	中 山 民 子	(1) ごみの減量化・資源化の推進について ア 組合としての取組について イ リサイクル関連施設について	
2	関 戸 順 一	(1) 中間及び、最終処分場の建設について ア 建設用地選考について イ 建設用地取得について	
3	大 矢 篤 治	(1) 清川村に設置される最終処分場について ア 施設の運営方法について イ 施設配置の際の住民への配慮について ウ 用地の取得方法について (2) 大型の類似施設県西部地域の動向について ア 山北町のエコループ構想について	

- 3 議員派遣について
-

議 長 報 告

- 7月9日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
-

本日の付議事件

- 1
 - 2 議事日程に同じ
 - 3
-

久崎教生議長 ただいまの出席議員は12人で定足数に達しております。水越議員から欠席の届け出がありました。

ただいまから平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

会議規則第71条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。齋藤仁礼議員、沼田幸一議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

久崎教生議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

久崎教生議長 日程2「一般質問」を行います。

通告に従い順次質問を許します。中山民子議員。

10番 中山民子議員 皆さん、おはようございます。一番最初だとちょっと私も思っておりませんで、一番最後かなと思いましたが一番最初の一般質問ということで、私もけさほどアクシデントがありましたけれども、このアクシデントはきっと、ちょっと控え目にやりなさいよという印かなと思ひまして、ちょっと控え目に今回やらせていただきたいと思ひます。

けさ私は、ちょうどごみの可燃物の収集日でありまして、ごみ袋を持って、改めて我が家から出るごみも多いなというふうに感じまして、ちょっと中身を考えてみたわけですが、私以外にもこんなふうを考えていらっしゃる方がいらっしゃるのではないかなというふうに感じております。

バブル経済とともに家庭やオフィスから出る一般廃棄物の総排出量は大変急増しておりまして、その後も横ばい状態、むしろ微増しているのではないかというふうに言われております。平成9年、容器包装リサイクル法が施行されまして、7年が経過しているわけですが、その当時は一時減量されていたように思います。しかし最近、リサイクルが進んでいるようですが、家庭ごみ全体の減量化はなかなかかばかしくないようでございます。最近では、熱心な自治体ほど収集費用の負担がふえるために、リサイクル貧乏という言葉さえ聞こえるようになりました。

それぞれの自治体では、国が目標としている循環型社会の形成に向けいろいろの取り組みがなされ、努力をされていることと存じます。この発生抑制や資源化、また財政の面からも、1つの自治体では限界に来ているのではないかというふうに推察をしているところでございます。新たな取り組みとして、ごみ処理広域化に向けて厚木愛甲環境施設組合が設立されたわけでございます。この事業を成功させるためには、ごみの減量化・資源化が重要な課題の1つではないかというふうに私は感じているところでございます。

以上のようなことから、3点について質問をいたします。

1点目、組合としてごみの減量化・資源化について構成市町村とこれからどのように取り組んでいかれますか、伺いたいと思ひます。

2点目、施設稼働に向けごみ分別の統一を図っていく考えはないのかどうか、お伺ひいたします。

最後3点目は、リサイクル関係の施設についてでございます。

現在可燃物として収集されている剪定枝の共同処理推進のため、堆肥化事業を検討していく考えはないか伺ひます。

以上3点をお伺ひいたします。

山口巖雄管理者 ただいま中山議員から、ごみの減量化・資源化の推進について、組合としての取り組み、組合として構成市町村と

どのように取り組んでいくのかというお尋ねをいただきましたが、ごみの減量化・資源化につきましては、それぞれの構成市町村の施策として積極的に取り組んでいただいておりますが、今後、整備を進めてまいります中間処理施設及び最終処分場の施設規模を定める上で、ごみの減量化・資源化対策は大きな課題であることは言うまでもございません。施設整備に向けて、組合と構成市町村が連携し、さらに調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設稼働に向け、ごみの分別の統一を図っていく考えはとのお尋ねでございますが、構成市町村におきますごみの分別形態につきましては、これまでの各市町村のごみ処理の経過から異なっている状況でございますが、ごみ焼却施設の安定した運転を図るには焼却ごみが統一されていることが望ましいことから、焼却ごみにつきましては統一をしてみたいと考えております。

また、資源ごみの分別につきましては、今後研究を進めてまいりますリサイクル関連施設の研究の中であわせて調査・研究をしてみたいと思います。

次に、リサイクル関連施設について、剪定枝の共同処理の推進のための堆肥化事業を検討していく考え方はとのお尋ねでございますが、組合が実施する事業につきましては、昨年11月に構成市町村間で締結いたしました一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書におきまして、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設及び最終処分場の建設及び管理運営のほか、リサイクル関連施設建設に係る研究につきましても事業内容の1つといたしております。

剪定枝を初めとする草木類は、ごみ焼却施設に搬入される可燃ごみの組成比率において、紙ごみ、厨芥類、合成樹脂類に次ぐ割合となっておりますので、剪定枝の堆肥化事業につきましても、新たな技術の導入やさらなる施設整備等の必要性について、構成市町村とともに調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

10番 中山民子議員 再質問をさせていただきます。

1点目についてであります。以前出されております基本計画の中で、平成22年度までに7%以上のごみ量削減、それから24%以上の資源化が数値目標として掲げられております。この目標値の根拠になります理由について説明をお願いしたいと思います。

加藤秀夫事務局長 新たなごみ焼却場等の整備に関しまして国庫補助対象事業となる施設規模につきましては、平成13年5月7日に環境省から示されました廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針というものが出されております。これによりまして一般廃棄物の減量化の目標量に留意をすることというふうになっておりますその目標量でございますが、平成9年に対して平成22年には、今中山議員が言われましたように、ごみの減量を5%、資源化24%以上ということになっております。しかしながら、厚木愛甲地区につきましては、人口の伸び等によりまして5%の削減では目標には達しませんので、2%上乗せさせていただきまして、7%以上のごみ量の削減、また24%以上の資源化を目標といたしまして、国の目標値を上回る率を設定したということでございます。

以上です。

10番 中山民子議員 国の目標値よりも厳しい設定値を出されているということでございますが、22年度までにとということでございますので、それぞれの自治体では目標達成のためにいろいろご努力が必要かなというふうに思いますので、その点をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

2点目の再質問でございますが、焼却のごみについては統一の方向でお考えのようでございます。焼却以外のごみの分別についてはどのような考え方をなさいますか、お伺いいたします。

加藤秀夫事務局長 先ほどの管理者のご答弁と同じになるかもしれませんが、今

後、リサイクル施設の研究とあわせ、広域処理の中で資源物につきましても共同処理することがよいのか、これから研究を進めていくわけですが、可燃ごみ以外の分別の統一につきましても研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

10番 中山民子議員 けさほど私も自分の家の可燃物ごみの内容をちょっと点検してきたわけですが、その内容を見ますと、厨芥ごみよりもプラスチック製容器包装がかなりあるわけでございます。このプラスチック容器、それから包装について、大変お金がかかるというふうなことも聞いているわけですが、このプラスチック製容器包装のリサイクルについてもできましたら共同で処理していただいた方が、いろいろな面から考えまして効果的ではないかなというふうに考えているわけでございますので、方向性につきまして検討をしていただきたいというふうに要望をいたしたいと思っております。

次に3点目につきまして、剪定枝ということ。今どこの自治体でも可燃ごみとして出されているというふうに思いますが、このごみ量の削減におきまして、剪定枝がリサイクルされまると、ごみの減量化には非常に役に立つのではないかなというふうに思っているわけですが、この剪定枝の堆肥化事業の事例がありましたらご説明をお願いしたいと思います。

加藤秀夫事務局長 まず、県下でございます一部事務組合でございますけれども、今7つあるんですけれども、これを独自で行っているところはございません。そこで県下37市町村に電話で確認いたしましたら、横浜市、鎌倉市、三浦市、秦野市、この4市と開成町及び大井町の2町、4市2町が取り組んでおります。

そして堆肥化したそのものでございますが、横浜市が1キロ5円で販売しているそうで、それ以外については無料で配付しているという状況でございます。

以上です。

10番 中山民子議員 こちらの事業も1つの自治体で運営していくということは大変財政的にも厳しいものがあると感じているところでございます。この剪定枝の堆肥化事業につきましても共同処理の方向でぜひ検討をしていただきたく、要望をしたいと存じます。

以上をもちまして質問を終わります。

久崎教生議長 関戸順一議員。

3番 関戸順一議員 おはようございます。組合議会が本日初めて開催されるに当たりまして、今議会では通告のとおり、新たに建設されるごみの中間及び最終処分場の建設用地について質問させていただきたいと思っておりますけれども、実はこの問題、過日の厚木市議会においても質問させていただいた内容でありまして、しかしながら、ここで一部事務組合が設立されたことによりまして議論すべき土俵が変わりましたので、改めて質問させていただきたいと思っております。

早速本題に入らせていただきますけれども、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画によりまして、遅くとも2年後の平成18年度末までには組合事業用地の選定、取得は終了させるということになっておりますけれども、その用地選考、決定については当然のことながら組合の権限というふうに思われますが、実質的には、組織力からしても、当該自治体の選定に頼らざるを得ないのではないかなというふうに考えております。したがって、このことは、各市町村が用地選考の実質的主体であり、さらに組合管理者、副管理者が各自治体の首長、助役等の決裁権者であることから、各議会で十分な議論もなされないまま決定に及ぶ可能性がありますので、改めてこの場で当面の基本的な考え方を明らかにしていただきたいというふうに考えております。

改めまして質問を要約しますと、用地選定の実施主体はだれが担い、選考、決定の手続手順はどのように行われているのか明らかにしていただきたいと思っております。

次に、事業用地の選定に当たって、基本計画では、その検討項目として10項目、すなわち1つとして土地利用上の法的規制、2つ目

にはごみ収集運搬効率、3つ目には道路条件、4つ目には用地造成の難易度、5つ目には周辺都市計画の有無、6つ目には周辺の環境保全に留意すべき施設の有無、7つ目には周辺の関連施設の有無、8つ目には公害対策、9つ目として保護すべき動植物の有無、最後に10個目としまして災害対策というふうになっておりますけれども、法規制や安全性への配慮というのは当然なことであるにせよ、経済性ということにおいては、収集運搬効率とか道路条件とかがここでは挙げられておりますけれども、最初のこの時点でしか対応できない、もっと重要な視点があるのではないかとこのように考えております。

それはどのようなことかと申し上げるならば、中間処理施設というのは永久的なものでもなく、計画では20年後に更新しなければならない施設であり、最終処分施設も閉鎖後は半永久的な管理が必要であり、同じくこれも計画では15年後には更新しなければならないということを考えれば、とりわけ中間処理施設に関しては同一敷地内で更新できること、また最終処分施設に関しては半永久に管理しやすい立地条件を満たすことによって経済性を確保すべきであると思っておりますが、どのような考え方を持っていていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

次に、具体的な用地取得についてであります。現在考えられる最高水準の安全が確保された施設を建設することによって、環境も保全すべきことは言うまでもありませんが、ほかに近隣住民の根拠なき不安、この根拠なき不安の解消という問題が大変重要な要素になってくるというふうに思われます。

過去、多くの先例からしても、近隣住民の根拠ある不安解消というのは比較的容易に解決できると思われましてけれども、難解なのは根拠なき不安の解消であるというふうに思っております。例えば、施設が建設されることによって周辺土地の資産価値が失われるのではないかと、そのような不安がその最たるものではないかというふうに思っております。このようなことに対してどのように対処していくのか

お聞きします。

加えて、それらの解決に向けて、いわゆる迷惑料とか、補償すべき対象もない補償などという従来ありがちであった前近代的な手法をも考えているのか、明らかにしていただきたいというふうに考えます。

以上、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

山口巖雄管理者 ただいま関戸議員から、中間及び最終処分施設の建設について、建設用地選考について、用地選考の実施主体はどこかとお尋ねでございますが、中間処理施設は厚木市に、最終処分場は清川村に建設をいたしますが、一義的には、施設を受け持つ厚木市及び清川村が主体となって候補地の選考をしていただくこととなっております。

次に、用地選考の手続手順はどうなっているかとお尋ねでございますが、厚木市及び清川村から選考いただいた中間処理施設及び最終処分場建設候補地については、組合において環境や技術面等についての検討資料を作成し、これらに基づいて構成市町村と組合で十分に協議・検討を重ね、選考してまいりたいと考えております。

次に、用地選考の段階で施設の安全性と経済性をどのように確保していくのかとお尋ねでございますが、ごみ処理施設建設にしましては、中間処理施設、最終処分場のいかんを問わず最も配慮しなければならないことは、安全性、経済性及び環境性の確保に加え、周辺住民の皆さんの安心感の確保にあると考えております。したがって、用地選考の段階におきましても、これらに十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

次に、建設用地取得について、周辺住民の不安解消と安全確保にどのような考え方を持っているのかとお尋ねでございますが、組合が建設をいたします中間処理施設、最終処分場につきましては、周辺住民の皆様の生活環境に影響を与えないよう、ダイオキシン類対策を初めとした公害防止対策やごみ収集車等の乗り入れに伴う交通安全対策などに万全を期して取り組むとともに、ダイオ

キシソ類測定結果はもとより関連情報を積極的に提供するなど不安解消に努めてまいります。

また、施設の安全性の確保につきましても、適切な運営管理が行われるような体制づくりを進めてまいります。

次に、いわゆる迷惑料等の補償を考えているのかとのお尋ねでございますが、中間処理施設及び最終処分場用地の取得に当たりましては、施設整備に伴う地域に及ぼす影響なども考慮に入れ、周辺環境の整備や住民に与える不安の解消を図るほか、地域のご理解が得られるような手法について、構成市町村と連携をとって研究をしてみたいと考えております。

以上です。

3番 関戸順一議員 ご答弁ありがとうございました。何点が再質問させていただきますけれども、最初に、質問でも申し上げたとおりのご答弁でしたが、用地の選定、選考、組合権限であると思っておりますけれども、初回においては厚木市及び清川村に選定をお願いするという形になるかと思っておりますけれども、そこで問題なのは、選定に関して議会、議論ってどこですればいいんだと。これは議会の問題かもわかりませんが、例えば私が危惧するのは、実質的にそのように厚木市や清川村が選考しているけれども、当該自治体議会でそのことの議論に及ぼうとすると、それは一部事務組合ですというような返答が返ってきそうな気がします。当議会においては、もちろん誠実なご答弁をいただけたらと思っておりますが、子細な部分にあっては選考元の清川村、厚木市に聞いてくださいというふうにかわされたんではちょっとたまらないわけですね。したがって、その辺、改めて確認の意味でお聞きしておきますけれども、そのような経緯、経過があったにせよ、選考も決定も組合の責任というふうに考えてよろしいですね。

加藤秀夫事務局長 最終的には組合が決定して当然用地を買収するわけですが、それ以前に、今管理者が申しましたように、厚木市、清川村に何力所か用地の絞り込みは

お願いしてございます。ですからその時点でも、恐らく場所がある程度限定されてくれば、議会でも議論の対象になるのかなというふうには思っております。

3番 関戸順一議員 その際は各自治体議会という意味ですか。

加藤秀夫事務局長 はい、そのとおりです。

3番 関戸順一議員 わかりました。要するに選考の段階では、各自治体の議会でも当該事務組合議会でも、それは議論の対象になるというふうに理解してよろしいわけですね。

続いて先へ進みますが、今管理者のご答弁の中に、その用地選考の段階において協議・検討というのは、今回であれば清川村及び厚木市と組合とで検討・協議をされるというご答弁がありました。この一部事務組合は一応年2回開催されるというふうに決まっております。しかし、この用地選考、買収、取得まで含めて向こう2年間で行うことになっているわけです。この間には単純に議会は4回しかない。そんなことを考えると、この協議・検討に関して、議会の理解、議論、協議というのはどのようなタイミングでできるのか。また、そのような場を提供いただけるのか、ちょっとこれも確認の意味でお聞きしておきます。

加藤秀夫事務局長 最後に絞られた段階で当然皆さんにはお知らせしなきゃいけないと思っております。組合につきましては年2回しかございませんので、そのような協議は臨時会なりでやっていきたいと。臨時会は随時開けますので、そのようにしたいというふうに考えています。

以上です。

山口巖雄管理者 先ほど来の質疑に対して誤解のないように私からもお話をしておきますけれども、我々は今日的には、場所の選定については厚木市あるいは清川村を、あくまでも選定基準に従ってやっています。そしてそれを決定するのはあくまでも議会で、この議会でございます。我々は候補地を幾つか選定をいたしまして議会にお諮りする。そ

の間、選考基準について、あるいは選考内容について行政の議会でご質問があれば、こういう基準で選考しておりますよ、選定いたしましたよというようなお話はさせていただきますけれども、決定権の答弁はこの議会でなければ決定のご発言をすることは難しいかと思えますが、それはご理解を願いたいと思えます。

そして年2回という議会、これはそのための臨時議会があらうと思えます。議員の皆さん方のご要請があれば臨時議会、また我々管理者から必要があれば議会の招集をとすることは、今後限られた期間の中でそうした形で取り組んでいくことこそ民主的な議会になっていくのではなかろうか。そんなふうに思えますので、ご理解願いたいと思えます。

23番 関戸順一議員 わかりました。ありがとうございました。

次に先へ進みますが、用地選定の段階で考えられる経済性に関してですが、安全性とか環境の保全は全幅の信頼を置いておりますし、私たちもしっかりその辺は見定めてまいりたいと思えますが、経済性の確保なんですけれども、これは冒頭質問の折にも申し上げましたとおり、中間処理施設も最終処分場もそうでありまして、例えば中間処理施設を例にすれば、申し上げましたとおり、これは計画では20年後に更新していく施設なわけでありまして、これは20年後にまた用地選考をして、借地という場合もありますが、買収したりとか、同じ作業を20年ごとに繰り返していくのかというと、これは決して、経済性もさることながら、組合の皆さん、管理者以下の皆さんにも大変なご苦労をおかけすることですし、余りにも能がないやり方ではないかなというふうに考えます。

また、中間処理施設の改修、更新といっても、主にその20年という年限は何をもって20年とするかということ、要するに、炉の耐用年数とかがベースになっているわけですが、ほかの施設、中間処理施設は何も炉だけではありませんから、ほかの計量施設だ、事務室だ、破碎施設だとかさまざまありますね。

これは必ずしも20年で更新しなくていい場合も、また途中でもっと早く更新しなくてはならず、本体、炉が改修のときには真新しくても、炉が主体ですから、もう炉に合わせて更新するというような、かなり不経済なことが予想されるわけですね。したがって、そんなことを考えますと、私なりにそういった意味で経済性を追求するなら、おおむね3点くらい考えられるのではないかなと。この3点というのは、今ここで、この時点でしか、一番最初の時点でしか対処できない方法だというふうに考えます。

一番最良だと思われるのは、厚木市が担う中間処理施設、現行は市内金田でその施設が稼働しておりますけれども、この金田の施設用地に建てかえられるのが最良なわけですが、しかしながら、そのような計画を持って今の施設が建設されているわけではありませぬので、そこにつくるとしても多分用地を買い増さなければならない。となると、その用地というのは金田の隣接地域で、現行の金田の施設も含めて一団となる土地というのを取得するのが、できればですけども、一番よろしいかなというふうに考えております。

2番目に、それが不可能な場合、新たに土地を取得するわけですが、その場合には20年後も見据えて、実際には一定の必要面積があらうかと思えますが、その2倍の面積を取得して、その土地の半分に施設を建てて、20年後にはその隣の半分に建てて最初の施設を壊す。それを20年ごとに交互にやっていくというのがよろしいかなというふうに考えております。

それもかなわない場合は、3つ目ですけども、どこかに全く新たな最小限の必要面積しか取得できなかった場合。そうしたらば、一応この取り決めでは中間処理は永久的に厚木市内でその施設を運営していくことが約束されております。そんなことを考えたらば、現行の金田の土地は多目的には利用しない。組合で取得してしまう、あるいは借りてしまう、あるいは20年後にも借りられるような約

束事を交わすべきではないか。

こんなふうを考えておりますけれども、まだ先のことだというふうにひょっとしたら答弁されるかもわかりませんが、毎回20年ごとに起こっていくわけですね。そのような中長期の展望というものも必要ではないか。それを決断できるのは今ではないかというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

山口巖雄管理者 今関戸議員からご質問いただきました。ご意見としてお伺いしておくと、この土地の候補地を選定するのは私も厚木市でございまして、今後そうした形の中で金田の土地利用をどうしていくかということも、これからの都市計画の中で考えていかなければならない。その隣地がどうなっていくかということも、これまたここでそのようにということもなかなか難しい問題であろう。そんなふうに思いますし、経済性というのは土地だけの問題ではなからうと思います。

これから3行政体から搬送されてくる、そういった形の中での現実な搬送基準のもとに、どういう経費がかかってくるのか。あるいは今日的に日進月歩と言われるくらい早まっておりますこの施設改革、改善と申しまししょうか、研究も非常に伸びておりますので、本当に今のような敷地が必要なのか、あるいはどうなのかということも課題があるかと思っております。そうしたことを今から、じゃ、今回必要とする面積の倍を用意するということですが、さて、経済的に本当に必要なのかどうか十分議論をする必要があるのではなからうか、そんなふうに思います。

ただ、経済的に一番必要なことは、そういったところにそういう施設ができ、隣接の土地評価に大きなマイナスをさせないようなことは、やはり考えていかなければならないことではなからうか、そんなふうには思います。そういったことを数々の形の中で我々も調査・研究しながら、今日的な財政状況の厳しい中で、有効的な手法を選択していくことが賢明であろう。そんなふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

3番 関戸順一議員 ありがとうございます。確かに経済性は用地をどこに定めるかだけではないんですが、実は次の質問へも続くことなんですけれども、この種の施設建設、類似した施設建設において、当事者の皆さんが一番エネルギーを使い、お金も使う部分というのは、厚木の例からしますと、実は地域住民との交渉なり、また建設後、その地域住民との間に約束されたことを履行するために使われるお金というのが非常に高額になっております。

自分の意見に固執するわけではないんですが、例えば私のような考え方を持って臨んでいただければ、毎回毎回、20年後、20年後、20年後にそのような手続手順というのは省略できる。これは経済性もさることながら、さらに一部事務組合のスタッフの皆さんのエネルギーをそういうことに煩わせなくても、先ほど中山議員ご指摘のような本来的なごみ減量なりリサイクルなり、より安全性なり、そういったことに専念いただける。そんな趣旨から申し上げた次第です。

今回質問の機会をいただいて、最後の再質問をさせていただきますけれども、実はこの部分が私、この段階においては一番聞いておきたいことなんですけれども、清川村、愛川町にも類似した事例はおありになるかと思っておりますけれども、清川、愛川の議員の皆さんもいらっしゃるので、あえてちょっと厚木の内情、厚木の実情をお話しします。

現在厚木には、地名を申し上げてもわからないかわかりませんが、衛生プラントのある上長谷、環境センターのある今申し上げたような金田、それから資源再生中継所というのが上古沢にございます。近年まで厚木市がかかわってきた施設に食肉センターというのがございます。毎年度、それらの施設建設、運営の理解を地域住民の方にいただくために、厚木市としては交付金を支払っております。他にこのようないわゆる迷惑施設と言われるような中にと齋場がございます。この齋場は市内旭町、岡田の境にございますけれども、ところが、厚木市ではここには支

払われておりません。それぞれの施設において歴史も違いますので、それぞれにその理由があるんですが、押しなべて言えば、建設当時、周辺住民が大きな声を強く出したところには多く支払われて、全く出さなかったところには支払われていない。厚木市の斎場ではそういうようなことが起こっているわけですね。

一番この中で古い施設が、ちょうど40年前の昭和38年に稼働しました、一番歴史があるんですけれども、上長谷の衛生プラント。ここでは主にし尿処理等をやっておるわけですが、この経過を振り返ってみますと、建設の昭和38年当時ですけれども、厚木市と上長谷、当該地域住民との間で永代補償を約束する協定書が交わされました。昭和39年から50年度までは永代衛生補償料という名目で、翌51年から58年までは衛生処理補償料という名目で。その翌年、昭和59年から平成8年までは衛生補償料というふうな名目で。そしてそれ以降は名称を衛生プラント対策委員会交付金というふうに変えて、40年間にわたって。当初金額は10万円からスタートしたんですけれども、現在に至るまでに6回にわたって値上げをされて、現在では当時の11倍以上の114万5000円が、これも驚くことですが、上長谷地区の自治会ではなく、その当時、協定を結んだ当時の住民26人26世帯に交付している実態がございます。正確に申し上げれば、このときにさらに周辺地域に5つの自治会館の建設補助金と地区広場1カ所を整備してきた。大変古い話ですけれども。

今申し上げただけでも、聞いていただければ、これは明らかに議会議決を必要とする債務負担行為まがいでありまして、先ほどのように当時の住民26人26世帯ということは、その地域の住民間にも非常な不公平感が生じておりまして、結果として地域住民の自治の妨害にもなっているのではないかというふうに私は心配をしております。

補償すべき対象とか被害もないのに補償金を支払うとか、安全性や安心感の確保にはとてもつながるとは思えないような従来型の交

付金の支給というのは、議会議決すればいいんですが、実はこれは債務負担行為にもなじまない、過去には多くありましたけれども、前近代的な手法ではないかというふうな考えでありますけれども、これというのはまだ具体的な作業にかからなければなかなかご答弁しにくい問題だと思いますけれども、基本姿勢というのはここで明言いただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

山口巖雄管理者 今ご説明いただいたことにつきましてはこの組合と全く関係ございません。それは厚木市の行政の問題でございまして、今後そうした施設等を考えていくときには、この組合で議論をするということに相なろうと思います。

3番 関戸順一議員 わかりました。今後の議論にゆだねたいと思いますが、私、根拠なき地域住民の不安解消というふうに申し上げましたけれども、例えばこういうケースもあるんですね。そこに施設が建設されれば、従前は閑静な土地だったけれども、そこへの搬出搬入のトラック等が、要するに交通量がふえて、本来ほとんど交通量のなかったところだけでも、そのようなことによって交通事故が多発するのではなからうかとか、これは現在は先のことでどうかわからないことですけれども、そのようなものというのは、例えば山の中であつたって、交通安全施設をきちっと整備してあげる、歩行者数が少なくても歩道を整備してあげるとか、そのようなことはよろしいと思うんですよ。ところが、私が一番心配しているのは、根拠なき不安というのはどういうことかといえば、改めて申し上げますと、要するに、迷惑施設というふうに住民間では言われておりますけれども、そのような施設が近くにできますと、その周辺に土地を所有していた場合、その資産価値が目減りするのではないかというのは、本当にこれって根拠なき不安のたぐいなんですけれども、さりとて住民の不安でありますから一笑に付すことはできない。真剣に考えていってあげなければならないというふうに考えております。

じゃ、そういったものへの対処というのに
どんなことが考えられるかといいますと、例
えば固定資産税のマイナス補正という手法が
ありますね。清川村、愛川町ではどうか存じ
上げませんけれども、厚木市では、このいわ
ゆる迷惑施設、先ほど申し上げた4つ5つの
施設の周辺では、固定資産税のマイナス補正
というものが既にもうなされております。こ
のこって市民は余り知らない。知らない方
が多い現状が厚木市ではございます。しかし、
これは正当な方法でもあるし、法律にものっ
とった方法であります。このような固定資産
税のマイナス補正をもって、もっとさらに言
うならば、その補正率が低いとか高いとか、
また、その適用される地域が狭いとか広いと
いう議論というか、そのような協議をもって
地域住民と対応すべきではないかと思いま
すけれども、いかがでしょうか。

それと、固定資産税云々なんていうと一部
事務組合の問題ではありませんが、しかしな
がら、管理者、副管理者も各自治体の長であ
りますし、そういった意味においては、それ
ぞれの自治体、課税権者と協議というか、同
一人物ですけれども、そのような手法という
のであれば正々堂々とできるわけですから、
やっていくべきではないかと思いますが、い
かがでしょうか。

山口巖雄管理者 今のご質問の内容につ
きましては、これはそれぞれ行政の考えるこ
とでありまして、その減税分につきましては、
これは若干意に沿わないのではなかろうかな
と。それぞれの行政体でそういう必要性があ
ればこう……。ただ、この組合でその減税分
を補てんしましょうというご提言になってく
れば、これは議論的になってくるかもしれ
ませんけれども、それを全体にということは、
それぞれの行政体に押しつけるということ
はいかなものか。先ほど申し上げましたよ
うに、その減税分をこの組合でみんなでお金
を出し合って、その分をその行政体に補てん
しましょうというご意見ならば、なるほどそ
れも考案の1つかな、そんなふうにとめま
す。ご理解願います。

3番 関戸順一議員 私が今申し上げたの
は実は架空の話なんです。というのは、こ
のような環境施設、他の迷惑施設もそうなん
ですけれども、中心市街地に建設されたとい
う例は、多分この1市1町1村ではないので
はないかな。大半は市街化調整区域の山林で
あり、農業用地であったりするところがある
んです。そうすると、農業用地にしたって山
林にしたって、資産価値が目減りといった
って、農地の資産価値というのはそこで作物
ができるかできないかであって、売買を対
象にした資産価値を農地に求めるなんてい
うのは理に合わない話なんです。そういう
意味では架空の話かも知れません。しかし、
住民にはそのような不安がえてして起こる。

要するに、あえて申し上げたいことをま
とめれば、とにかく過去にあった議会議決
を経ない債務負担行為、また債務負担行為
が、このような問題はその債務負担行為に
もなじまないとはいえませんが、いわゆる
永代補償だとか、被害もないのに、補償
対象もないのに補償するという手法だけ
は、できましたら自重いただきたいと。こ
れはこのことよって、その場は過ぎて
も、やがては上長谷のように住民自治を
妨害するような、同じ地域住民が探り
合うような、そのようなことをなくすこ
とにもつながりますので、それを1点
お願いして、質問を終わらせていただき
ます。ありがとうございました。

久崎教生議長 ここで10分間休憩いた
します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

久崎教生議長 再開いたします。大矢篤
治議員。

13番 大矢篤治議員 ただいま議長のお
許しを得ましたので、通告に基づきま
して質問をさせていただきますと思
いますが、まず質問に先立ちまして、
若干の発言をお許ししたいと思います
と存じます。

厚木愛甲環境施設組合が本年4月1
日から開始され、本地域の一般ごみ
処理の広域化が

具体的に機能し始めましたことはまことに喜ばしいことであり、ここに至るまでの経緯については、厚木市、愛川町、清川村のお三方首長のご努力を初め、それぞれの議会並びに住民の方々の温かいご理解と関係職員のご尽力のたまものであり、ここに深く感謝と敬意を表するものであります。平成24年の稼働に向けて課題は山積しておりますが、一つ一つ解決されながら、住民の負託に十分にこたえられますよう、心から期待をするものであります。

先ほど関戸議員さんの質問がありまして重複する部分がございますが、それでは通告に従いまして質問をさせていただきますが、最初の質問、清川村に設置される最終処分場の運営方法についてであります。厚木愛甲のごみ処理問題については、厚木愛甲まちづくり研究会の中での議論を経て、平成14年11月に基本構想、15年12月に基本計画が策定されました。これによりますと、ごみの収集運搬は各市町村が従前の形で行い、焼却及び最終処分は3市町村、いわゆる自区内での処理をするとしておりますので、運営形態は組合の直営方式になるものと理解はいたしておりますが、基本計画の中でPFI方式についても幾分か検討がされるよう記述されておりますが、このことについての比較検討が明確に示されていないように思いますが、この点について、今後の事業化を進める作業の中でどのように整理をされていられるのか、お考えを伺いたいと存じます。

次の2点目の施設配置の際の住民への配慮についてですが、計画によりますと、焼却施設については厚木市で、最終処分場については、最初に清川村、次いで愛川町となっております。この決定はさまざまな要素、条件を加味して決定されたものと思われま。

ご存じのとおり、清川村では、ダイオキシン排出基準の強化により平成7年から村クリーンセンターでの焼却が続けられなくなり、以後、厚木市さんのご厚意で焼却処理をお願いしてきております。ごみ処理以外にも、消防業務や、あるいは救急業務などを初めとし

て厚木市さんと愛川町さんには大変なご協力をいただいているところですので、今回のごみ処理広域化計画に当たって、清川村として対等な関係を築くためには、最終処分場の受け入れという精いっぱい努力をしなければならぬと、山口清川村長の強い決意を受けて、村議会といたしましても全会一致で賛成したものであります。

しかしながら、施設設置には地権者を初め地域住民のご理解とご協力がなければ成り立ちません。現に厚木愛甲地区では焼却灰等を県外に搬出、埋め立て処理をお願いしているのが現状でございます。住民の理解をいただくためには、施設の安心と安全は完璧なものでなくてはならないことは言うまでもありませんが、施設整備と周辺への環境対策と、組合として住民対策については最大限の配慮を願うものであります。この点についてのご見解を伺いたいと存じます。

次の3点目、用地の取得方法についての質問でございますが、最終処分場は清川村が候補地を抽出、選定することにはなっており、そして最終的な場所の決定についてはこの組合が行うことになっておりますが、決定後のさまざまな調査業務、事務事業など、組合としての今後のスケジュールと手法についてどのようなお考えでおられるのか、伺いたいと存じます。

最後に、大型の類似施設、県西部地域の動向、山北町のエコループセンター構想についての質問でございますが、最近の新聞報道によりますと、神奈川県下の大部分を取り込んだ一般及び産業廃棄物をあわせ処理するというエコループセンター構想が発表されました。構想は横浜、川崎を除く県下の大部分の市町村から発生する一般廃棄物家庭ごみ並びに事業系ごみ及び産業廃棄物まで一括処理をするというもので、施設建設についても県西の山北町が名乗りを上げています。しかも施設は平成22年と、この厚木愛甲の組合より2年早く稼働する計画のようでございます。

このエコループセンター構想と厚木愛甲環境施設組合との位置づけはどのようにお考え

を持っておられるのか、伺いたいと思います。

以上についてご答弁をよろしく願いを申し上げます。

山口巖雄管理者 ただいま大矢議員から、清川村に設置される最終処分場について、施設の運営方法について、組合直営方式とPFI方式についての考えをお尋ねいただきました。

施設の建設や運営につきましては、行政サービスの水準の維持・向上と財政負担の軽減を両立させるという観点から、事業方式につきましては十分な検討が必要であろうと考えております。今後、組合直営方式、あるいはPFI方式の長所、短所の比較検討を行い、経済性や安全性など総合的な研究を進め、住民の皆様へ安心感の得られる事業方式を決定してまいりたいと考えております。

次に、施設配置の際の住民への配慮について、安心安全な施設整備と周辺への環境対策についてどう考えているかとお尋ねでございますが、最終処分場を含めたごみ処理施設の建設に関し最も配慮しなければならないことは、その施設の安全性と周辺住民の皆様への安心感の確保にあると考えております。今後、専門家を含めた採用技術の検討を進め、国等の基準を満たすことはもとより、さらなる環境性、安全性の確保や公害防止対策に万全を期した施設整備をしてまいり、村民の皆さん方のご厚意にしっかりとこたえてまいりたい、そんなふうに思います。

また、施設稼働後につきましても、関連情報を積極的に住民の皆さん方に提供するとともに、適切な運営管理を行い、安心感の得られる体制づくりに努めてまいります。

次に、用地の取得方法について、組合としての今後のスケジュールと手法についての考えはお尋ねでございますが、清川村に設置いたします最終処分場用地につきましては、今後、清川村において候補地を選考していただき、組合において環境や技術面等についての検討資料を作成し、これらに基づいて構成市町村と組合で十分に協議・検討を重ね、選考してまいりたいと考えております。

また、用地の取得につきましては組合が行うことになっておりますが、用地取得に伴う地元説明会、用地交渉等につきましては、組合と清川村が連携を図りながら進めてまいりたい、そんなふうに思いますので、よろしくご協力賜りたいと思います。

次に、大型の類似施設、県西部地域の動向について、山北町のエコループセンター構想について、厚木愛甲環境施設組合との位置づけはとのお尋ねでございますが、既に新聞報道でもご承知のとおり、県西部において一般廃棄物と産業廃棄物を民間主導で一括処理し、徹底した資源化を図るプロジェクト構想を推進するため、去る7月6日に株式会社エコループセンターが設立されました。山北町に計画地を確保し、事業開始は平成22年に予定されておりますが、本構想につきましては事業内容等においても不透明な部分が多いため、組合といたしましては今後の動向を見守ってまいりたい。そんなふうに思いますし、私も管理者の責任の中で県ともいろいろやりとりをさせていただいて、あくまでも今民間の株式会社という形の中で、県がこれからどういう責任を持って、県の政策にこれを位置づけていく考え方があるのかどうか、そういったことも含めまして、我々とこの方式が今後どのような形の中で相伴うことができるかということも念頭に置きながら、私どもが粛々とこの組合の事業を進めていくことこそ大切ではなからうか、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

13番 大矢篤治議員 それでは再質問をさせていただきますが、まず最初に施設の運営方法についてでございますが、ご答弁ですと、組合直営方式とPFI方式についてはこれから検討をした後、決定したいとお考えのようでございますが、本事業は平成24年の稼働に向けて進められるわけでございますが、施設建設前のさまざまな調査業務や、あるいは設計業務など、そうしたことを考えますと、この問題はできるだけ早い機会、早期に問題の決定をしたい事項ではないかと私は思うんですが、時間的なことを考慮しますと、この

点については実態としてどのようにお考えなのでしょうか、伺っておきたいと思います。

また、それと本年度予算に計上されている予算額では470万円ほどのPFI手法についての調査委託事業が既に始まっているのか否かについてお聞きをしておきたいと思えます。ご答弁をよろしく願いをいたします。

加藤秀夫事務局長 まず1点目でございますけれども、この施設整備スケジュールの中で最も重要な部分というのは用地の取得でございます。したがって、用地設定には慎重にならざるを得ないと考えております。それで現在、清川村に早期の用地選定につきましてご努力をお願いしているという状況でございます。

次の2点目ですけれども、PFI手法導入可能性検討調査委託という名目で予算計上させていただいておりますけれども、準備が整いましたので、来週入札を執行いたします。

以上です。

13番 大矢篤治議員 事務局からのご答弁で、用地の取得については大変重要な部分であるので、これは私ども最終処分場の清川村においては、これから真剣に取り組んでいかなければならないことだと、私どもも議会人としてもそう思っているところでございますが、首長である山口村長も日夜ご苦労なさっておると思えますけれども、これからお互いに言葉のやりとり、あるいはいろんなことを、それなりの調査をしていかなきゃならないことになろうかと思えますけれども、ぜひ早い段階で執行部からそれなりのお示しが出てくるのが、この事業を進める一番大事な部分ではなからうかなというふうに私は思いますので、ぜひひとつご同席いただいている副管理者の山口村長にもできるだけ早い機会に議会の方へもお示しをいただければと、この場をかりてお願いをするところでございます。

それでは次の2点目の再質問をさせていただきますが、最終処分場の施設配置の際の住民への配慮でございますが、ご答弁ではこのことについて、建設の際、最も配慮しなければならないことであり、各項目については国

の基準以上に安全対策には万全を期すとの管理者のお考えのようです。そうお聞きして大変安堵はいたしますが、とは申しまして、施設が施設なだけに何かと難しい問題が発生しかねません。実はそのあたりが心配なところでございまして、ややもすると、費用対効果、あるいは経費の削減との絡みで十分に費用をかけられないということのないように、環境保全のためには十分な後押しをしていたきたいと思えますが、いかがでしょうか、もう少し踏み込んだご見解を伺っておきたいと思えますが、よろしく願いをいたします。

加藤秀夫事務局長 施設周辺の皆様には、先ほどもお話が出ていますけれども、長期間お世話になるものでございます。したがって、さらなる公害防止対策はもとより、交通問題の対策も含め不安を抱かせることのないよう、安心安全を第一に施設整備を行っていききたいというふうに考えております。

また、施設の形態等につきましては、今後より一層技術革新が進むものと思えますので、周辺住民の皆様のご理解が得られる、より安心より安全な最適なものを総合的に検討していきたいというふうには考えています。

以上です。

13番 大矢篤治議員 ぜひその辺のところは大事に取り扱っていただきたいと、かように思うところでございます。よろしく願いいたします。

再質問を続けさせていただきますが、3点目の用地取得に関連して、確認の意味で伺いますが、用地の交渉から決定に至るまでの流れはおおむね理解をできましたが、事業を進める過程の中でさまざまな作業が発生してくるものと思えますが、例えば環境アセス調査や用地の測量、あるいは買収の手続など、その他事務事業等々の具体的な作業のプロセスにつきまして、清川村との役割分担を含めて、想定される範囲内で結構でございますが、もう少し細部についてのご説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

加藤秀夫事務局長 基本的には、先ほど管理者が申し上げましたように、事業を進める

中での清川村住民との交渉事、これにつきましては組合と清川村との共同作業ということを考えております。そして用地取得の際に必要ないろんな事務作業がございますけれども、それらにつきましては実施主体たる組合が行ってまいります。また、進捗状況によりまして事務量が增大すると思っておりますけれども、派遣協定を結んでいまして、人員増も望んでおりますので、ご心配の細かい事務につきましては組合の職員で対応というふうを考えております。

以上です。

山口巖雄管理者 この問題は私どもからも明確にお話をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、本来ですと、候補地を出していただければ、あとは組合がやるというのが原則的な立場かもしれませんが、やはり組合の職員が行って、例えば清川村さんに、例えば厚木市にというような形の中で、なかなか地主さんとの話し合いというのは難しいと思います。そこで仲立ちをしていただきませんかとなかなか前に進んでいかないということもあろうかというふうに思いますので、私ども、こういった3行政体とともにやりながら、ともな組合でもございますので、バックアップをそれぞれの行政体にもお願いをさせていただき、スムーズな設置場所確保、そして建設をしていくことこそ大切なのではなからうか。それがイコールまた3行政体の住民の皆さん方のご要請におこたえできるサービス機関としての役割が果たせるのではなからうか。そんなふうに思いますので、大変恐縮でございますけれども、ぜひご協力を賜りたいと、管理者としてお願いをさせていただきます。

13番 大矢篤治議員 副管理者の山口清川村長がいらっしゃる前で申し上げるのも何ですが、今事務局と管理者のご答弁で大方の気持ちは理解できています。先般も事務局でもお話をしたんですが、現在この組合に清川村から1人出向しておりますが、実際にこうして事業が始まると、これだけの大きな事業、清川でも大変な神経を使ってやらなき

やならないことにならうかと思えます。もちろん村長もそれ以上のご苦労がこれから出てくるんだろうと思えますけれども、管理者あるいは清川村長の苦労はいずれといたしましても、どこでも人口割でいけば職員数は厳しい面もあるかと思えますけれども、清川村はとりわけ小さなところで、先ほど申し上げたように、いつもいつもお世話になっているところでございます。この事業に一生懸命、我々も努力、協力することは惜しまないんですけれども、ただ、実態として清川村の職員が駆り出されて、日夜やる場面がたくさん出てくることになる、ああ、大変だなというふうな、そんな率直な思いもいたすところでございます。ぜひその辺のところも、今管理者のご答弁で、これはできるだけ組合でやっていくようにするけれどもというふうなお話で、意図するところは理解いたしました。私の方の気持ちとしても、そういう事情もあるということをご理解いただきまして、組合の事業ですから、できるだけ組合の事務事業は組合の事務事業としてご努力をお願いしておきたいと思えます。このことについてはよろしくをお願いしておきます。

次に、それでは最後の4点目の質問をさせていただきますが、この山北町のエコループセンター構想について、私の知る限りの情報でも、おっしゃるとおり、まだ構想の域を具体的に踏み出している状況でもなさそうでございます。ですから現時点では確信的な議論はできませんが、ただ、しっかりとアンテナを張っておき、この動向を注視しておくべきかと思えます。

ごみ処理問題は一時的な事業ではありませんし、これから建設する次の我々の組合の施設が永久的な施設でもございません。先ほど関戸議員さんからもご発言がありましたように、そのとおりだと思います。何らかのふぐあいや不都合が生じた場合、こうした大型施設に頼らなければならない事態も考えておかなければいけないのかなというふうな思いもするんです。といいますのは、清川村の村民の中には、一部の人ではあります。新聞

報道を見て、いっそのことそこへ持って行って処理をしてもらったらどうなのよというふうな意見が行政に寄せられているということも聞いております。こうしたことを考えたときに、大きく将来を視野に入れた対策も検討課題かなとも思いますが、再度ご所見を伺っておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

山口巖雄管理者 私も今大矢議員からお話がありましたように、アンテナは高く張り、そしていろいろの形の中で、それぞれの方々への連携もとりながら、こうした私どもの事業施策がそうしたエコループのような形の中で、それが代替になっていただければ、我々の負担率が大いに軽減されるという見通しがつけば、もちろんそういったことも考えていく。しかし、まだ経営形態がどうなっていくか、皆目私どもには感じませんし、県自体も経営形態がどうなっていくかがなかなかはかり知れないというような状況下でございます。

私が一番心配するのは、今大矢議員さんからもお話がありましたように、この施設、一朝一夕にできる施設ではございませんので、ですからそういったことを考えていくと、十分に石橋をたたきながら事の推移を見ていかないと、安易にと申しますか、容易にそうした政策転換をしてしまいますと後で取り返しがつかない。そしてまた、株式会社でございますから、赤字が続けば倒産ということもあり得るかもしれません。ですから私は県の方に、話はちょっと肥大するかもしれませんが、県の第三セクターあたりでやったらどうなのよ、そうすれば我々の信頼度も増してきますよと。そうじゃないと、今の状態の株式会社では、3年4年赤字が続けば、いや、やめまうと言われたときに、じゃ、次に我々が今のような事業が一、二年でできるわけではございませんので、そうしたことも十分危惧しながら、いろいろと多方面から検討を重ねて、よし、これならば心配ないと。

同時に、我々は経済的に財政負担がどうなっていくのか、そして住民感覚的にどうなっ

ていくのかということも総体的に物事を判断していきませんと、我々の判断を間違えることのないようにしていくことが直接住民生活につながってくるということになります。

ご提言をいただきましたように、しっかりと我々もアンテナを高くしながら、より一層エコループの皆さん方の動向、幸いにもあそこにおられる方は前知事でもございますし、そしてその責任方の竹口さん、前の理事でもありますし、県民部長。そのときにこのブロック制をお考えになられた方でもございますので、いろいろと私もかつてからこの問題について取り組んできているつもりでございますので、十分人脈的にと申しましうか、人間関係的にもよくお互いに理解をして、信頼関係を持っているつもりでございますので、よくお話し合いをさせていただいて、この政策が、あるいは組合としてのこれからの取り組みが間違いのないように、しっかりと管理者としての責務を果たしてまいりたい。また、そういうような時期が発生しましたら、皆さん方にお話をさせていただいて、またご判断を賜ることもあろうかというふうに思いますので、ぜひ皆さん方におかれましては耳を大きくして、また動向を見ていただけたらと、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

13番 大矢篤治議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございました。いずれにいたしましても、専門的な知識のない私といたしましては、ただひたすらに安心安全な施設ができますことを願うばかりでございます。どうかこれからも最善のご努力をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

久崎教生議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

久崎教生議長 日程3「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、本年10月に議員先進地視察を実施するに当たり、本組合議会議員13人を派遣することにつ

いて、会議規則第89条の規定により承認を求めらるるものであります。

お諮りいたします。本件について派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

久崎教生議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成16年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 久 崎 教 生
署 名 齋 藤 仁 礼
同 沼 田 幸 一

